村山市農業委員会総会会議録（第 10 回）

１．期日　　令和 8 年 10 月 13 日（火）　午前 10 時～

２．会場　　全員協議会室（市役所 3 階）

３．農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（１）　農業委員の出席者名簿（16 名）

1 番	海老名正度	10 番	結城　正志
2 番	石山　公己	11 番	奥山　金弥
3 番	髙橋　　昭	12 番	門脇　忠教
4 番	髙谷　英樹	13 番	太田　一男
5 番	下山　勝宏	14 番	佐藤　善洋
7 番	齋藤　伊美子	15 番	板垣　厚志
8 番	原田　浩明	16 番	石川　賢也
9 番	川田　雅紀	18 番	青柳　　篤

（２）農業委員の欠席者名簿（2 名）

6 番　　阿部　憲一

17 番　　笹原　　泉

（３）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0 名）

４．会議日程及び会議に付した案件

議第 43 号　職員の任免について

議第 44 号　農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議第 45 号　農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第 46 号　農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（許可処分）

５．報　　告

報第 25 号　農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報第 26 号　非農地証明願について

６．会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長	中里　恭一
局長補佐兼事業推進係長	後藤新之介
農地農政主査	佐藤　政史

７．会議の書記

局長補佐兼事業推進係長　後藤新之介

会　　議

（１）開会　　午前 10 時 00 分

（２）開会のあいさつ

議長(青柳　篤)

　天気はここにきてようやく良くなってきました。もう少し早く天気が良ければもっとよかったのかなと思います。稲刈りの方も終わった方、終盤の方、またこれからそばなど収穫に入ると思いますが、まずけがのないように作業を進めていきたいと思います。

10 月 1 日より農業委員会の職員が新たに変わりました。今後、農業委員会がますますうまくいきますようにみなさんからご協力ご理解をいただきたいと思います。

それでは、第 10 回総会を始めます。

（３）議事録署名委員の選出について

議長(青柳　篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳　篤)

異議なしの声がございますので、指名させていただきます。

5 番 下山　勝宏 委員　、7 番 齋藤　伊美子 委員

それでは、議事に入ります。

（４）協議事項

議長(青柳　篤)

議第 43 号「職員の任免について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里局長)

議第 16 号議案を朗読し、任免される職員について説明した。

議長(青柳篤)

原案のとおり可決決定することにご異議ありませんか。

異議なしの声あり。

議長(青柳篤)

異議なしと認め議第 43 号は可決決定されました。任命された後藤補佐、佐藤主査、会計年度任用職員の安部さんは、あいさつをお願いいたします。

（後藤補佐、佐藤主査、安部会計年度任用職員挨拶　終了）

議長(青柳　篤)

議第 44 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の 3 条の許可申請は 120 番から 126 番までの 7 件で、所有権の移転が 6 件、賃貸借権の設定が 1 件です。地目・面積は田が 11,075 ㎡、畑が 10,936 ㎡で、合計 22,011 ㎡です。

議案書及び農地法第 3 条第 2 項の調査書に基づき、申請番号 120 番から 126 番までの 7 件の案件について、申請土地に係る所有権の移転等を詳細に説明した。なお、現地調査(10 月 2 日)を行った結果、農地法第 3 条第 2 項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳　篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

議長(青柳　篤)

採決 : 120 番から 126 番までの 7 件について原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

議長(青柳　篤)

異議なしと認め、議第 44 号の 120 番から 126 番までの 7 件は、原案のとおり可決決定しました。続きまして、議第 45 号、46 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は 15 番の 1 件で、地目、面積は畑 169 ㎡です。

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 15 番は　譲受人は現在市内のアパートに居住していますが、村山市内に居住地を求めたところ、居住環境が良好な場所として申請地の選定に至ったものです。農地区分は、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域、第一種住居地域が定められていることから、第３種農地に該当しており、立地基準を満たしております。一般基準の資力につきましては、金融機関の住宅ローン仮審査結果により確認しております。これらの案件について、10 月 2 日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳　篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

石山委員

譲渡人と譲受人の欄は反対ではないのか。

事務局(中里事務局長)
　議案書の修正をお願いします。譲渡人　破産者細梅澄子破産管財人弁護士佐藤信悟、譲受人秋葉健太郎に変更願います。失礼しました。

議長(青柳　篤)
　採決：15 番の 1 件について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

　異議なしの声あり

議長(青柳会長)
　採決：異議なしと認め、15 番の 1 件には原案のとおり決定することになりました。

（５）報告
議長(青柳　篤)
　報告事項の報第 25 号から報第 26 号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)
　報告事項、報第 25 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 26 号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)
　報第 25 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」の合意解約は、申請番号 137 番から 140 番の 4 件です。地目は、田 29,055 ㎡、畑 1,743 ㎡です。
　解約理由は、137 番と 138 番は借り人の都合により、139 番と 140 番は、農地法 3 条の所有権移転に伴い解約するものです。

　続いて、「非農地証明願について」です。30 番から 33 番までの 4 件で、地目と面積は、田 29,055 ㎡、畑 1,743 ㎡です。いずれも、平成 3 年頃から労力不足等により耕作されず原野化し農地性が失われたものです。また、10 月 2 日の現地調査で申請人立会のもと確認いたしました。
　以上、報第 25 号から報第 26 号までの報告といたします。

議長(青柳　篤)
　ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

石川委員
　13 ページの解約の賃借人はらだ農園原田大介さんと 6 ﾍﾟｰｼﾞ所有権移転の譲受人、原田公一は原田大介さんの父と思われるが、なぜ会社名義で購入しなかったか教えてほしい。

事務局(中里事務局長)
　聞き取りしたものから確認し、次回報告します。

議長（青柳　篤）

ほかにございませんか。

異議なしの声あり。

議長（青柳　篤）

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

（６）閉会

以上をもちまして、議事の議案第 43 号から第 46 号までの 4 件、報告の報第 25 号から第 26 号までの 2 件について、終了します。

終了　午前 10 時 30 分

令和 8 年 10 月 13 日

村山市農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員